

史料解説

佐渡金山関連史料と朝鮮人戦時動員考察

長谷 亮介（歴史認識問題研究会研究員）

1 はじめに

歴史認識問題研究会はこれまでに平井栄一編『佐渡鉱山史 其ノ二』（1950年）、佐渡鉱業所「半島労務管理ニ付テ」（1943年）という史料を解説した。本稿では佐渡金山関連史料で未解説であった『特高月報』に記載されている全8件の佐渡金山朝鮮人労働者の記述を解説していきたい。その後、強制動員真相究明ネットワークなどから指摘されている反論を紹介し、佐渡金山を含めた朝鮮人戦時動員の考察を行いたい。

最初に『特高月報』に記載されている、佐渡で働いていた朝鮮人労働者の記載内容について説明していきたい。『特高月報』とは内務省警保局保安課がまとめたもので、昭和5年3月分から昭和19年11月分が閲覧可能で、昭和19年は5月分、9月分は欠号となっている。朝鮮人労働者などに関する記述は「朝鮮人運動の状況」の中に収められており、日本国内で発生した朝鮮人労働者の争議事件や逃走事件が記載されている。

募集形式の戦時動員が始まる1939年から『特高月報』が記している1944年までの内容で佐渡関連の朝鮮人労働者は争議事件3件、逃走事件5件が確認できる。以下、記載内容をそのままに、旧漢字を現代漢字に変えて紹介したい。

2 『特高月報』に記されている佐渡移入朝鮮人労働者の争議事件

◎争議事件

『特高月報』1940年3月分、52頁

新潟県佐渡郡相川町三菱鉱業佐渡鉱山

朝鮮人労働者98名中40名争議に参加

2月17日発生 即日解決

同上鉱山にありては全員を收容せる合宿所の設備なきため四十余名を暫定的に鉱山職員の経営する新保寮に收容し置きたる所請負制度なる為め賄状況不良なりとして常に不満ありたるが二月十七日に至り止宿舍四十名は崔在萬を代表として之が改善方を要望し不穩の状況にありたるも鉱山側に於いて之を容認したる為め即日解決せり

『特高月報』1940年4月分、182頁

新潟県佐渡郡桐内町佐渡金山

朝鮮人労働者97名中 97 名争議に参加

4月11日発生 4月13日解決

三月分の賃銀支給を受けたる結果応募時の条件と相違すとなし賃銀値上げを要求し罷業を断行す。所轄署の調停により労働条件につき会社側に於いて善処することと為し解決す。主謀者三名送還。

『特高月報』1942年5月分、69頁

新潟県佐渡郡所在三菱佐渡鉱業所

朝鮮人労働者数850名中160余名争議に参加

就労中の募集朝鮮人労務者李漢鳳外二名は、四月二十九日合宿所相愛寮に於て、花札を使用賭博開帳中を発見せる労務課員永瀬紀八郎が、右三名を所轄署に連行せんとするや、同僚朝鮮人労務者百六十数名は奪還せんとして寮事務室に殺到し、永瀬労務課員に傷害を負はせたる上、事務所窓硝子約三十六枚を破壊する等の事件発生したるを以て、所轄署より署員を急派主謀者八名を検束の上、鎮撫解散せしめたるが、其の後平常通り就労し、不穏の情勢認められざるも、引続き注意警戒中なり。

◎逃走事件

『特高月報』1942年11月分、100頁

11月7日

新潟県佐渡郡相川町三菱佐渡鉱業所（労務調整令による指定事業場）に就労せる朝鮮人労務者四名は賃金低廉、食糧不足等に不満を抱き逃走を企図し、同僚に援助方依頼せる所、依頼を受けたる朝鮮人は手数料として金百三十円を騙取し逃走せしめたる事件、検挙送局中の所執れも起訴猶予処分となりたり。

『特高月報』1943年2月分、105頁

1月11日

厚生大臣指定事業場たる新潟県佐渡郡所在、三菱佐渡鉱業所婦人朝鮮人労務者四名は、自由労務者に比し、賃金低廉なるに不満を抱き逃走を企図し、朝鮮人古物商某及内地人漁夫二名に逃走、援助方依頼せる所、被依頼三名は世話料として同人等より金七五円を収受、漁業用発動機船を利用し逃走せしめたるを発見、関係者を検挙送局中のところ、逃走朝鮮人労務者二名に対し本日罰金四十円の判決言渡ありたり。外二名は再逃走し、その為逃走を援助せる三名は証拠不十分なりとし不起訴処分と決定せり。

『特高月報』1943年5月分、122頁

4月14日

新潟県に於ては同県下三菱鉱業株式会社佐渡鉱業所移入朝鮮人労務者新田錫陳外一名が本年三月二十六日職場を放棄し、逃走したるを同月二十九日発見、之を検挙し、労務調整令違反として所轄検事局に送局せり。

『特高月報』1943年5月分、123頁

4月25日

新潟県に於ては同県下三菱鉱業株式会社佐渡鉱業所移入朝鮮人労働者金山政治当十九年^マが本年二月二十七日職場を放棄し逃走したるを四月十八日発見之を検挙し、労務調整令違反として所轄検事局に送局せり。

5月10日

新潟県に於ては同県下三菱鉱業株式会社佐渡鉱業所移入朝鮮人労働者川本栄錫当三十五年^マが、本月一日職場を放棄し、逃走したるを同月三日発見、之を検挙し、労務調整令違反として所轄検事局に送局せり。

まず、争議事件から見ていこう。最初に発生した1940年2月の事件の要諦は、新保寮に移された40名の朝鮮人労働者の食事の世話を職員たちに請負でさせたところ、朝鮮人が不満を抱いたと推測される。恐らく、食事の質が悪かったのであろう。それに不満を持った朝鮮人40名が佐渡鉱業社側に改善を要望した、ということである。

この争議で注目すべき点は、佐渡鉱業所側は争議参加者の要望にすぐさま応えて「改善」を容認し、事件が即日解決したことである。この事件だけでも、佐渡鉱業所側が朝鮮人労働者に対してどれ程の気を配っていたかが窺える。

次に1940年4月の事件を見ていこう。この争議は97名中97名全員が争議に参加している。争議の動機は3月分の賃金が応募時の条件と異なることであった。それで、賃上げを要求したのである。

佐渡鉱業所が1943年に作成した「半島労働者管理ニ付テ」では、募集に応じて佐渡金山に移入した朝鮮人の最初の年は1940年2月で98名であった。つまり、最初の争議事件を起こしたのは、この朝鮮人労働者たちと考えられる。人数も98名と、ほぼ合致している。

2月に移入したということは、3月分の給与が彼らにとって初めての賃金だったかもしれない。1940年2月と4月に争議事件を起こした朝鮮人労働者は、同年の2月に移入した98名(2ヶ月後に一人減少)の人々であった可能性が高い。彼らはストライキを行うことで抗議の意思を示した。所轄署が調停に入り、会社側に善処を求めて争議は2日後に解決したが、主謀者の3名は朝鮮半島に送還された。

この事件に関して強制動員真相究明ネットワークの側には、朝鮮人に対する差別的な待遇があったから発生した、という主張がある。例えば、2022年の広瀬貞三「資料紹介『朝鮮人労働者と佐渡鉱山、三菱鉱業の史料(1)』」(所収：福岡大学人文論叢編集委員会編『福岡大学人文論叢』第54巻第1号)が挙げられる。

広瀬は日本鉱山協会の『半島人労働者ニ関スル調査報告』(1940年12月)に記載されている佐渡鉱業所の報告書を引用し、「賃金値上を要求し罷業を断行」したことへの佐渡鉱業所の弁明が書いてあると指摘する。そこには佐渡鉱業所自らの反省は一点もなく、抵抗する朝鮮人を「不良労働者」とみなして徹底した監視や朝鮮への帰還を実施、朝鮮人への差別意識(性来鈍重にして技能的才能極めて低いなどの表現)が示されている、と考察する。(『福岡大学人文論叢』第54号第1号、345頁)

『半島人労働者ニ関スル調査報告』では、1940年4月の賃上げ争議の原因を一部の労働者の誤解に基づく偶発的事故としている。誤解の原因は、募集現地の郡面関係者の間で

労働条件等に関して多少の誤解があったこと、佐渡に来た朝鮮人と鉱業所との言語不通、2～3名の不良分子の扇動に乗じて朝鮮人特有の狡猾性付和雷同性を現したこと、と要約されている。

まず、賃上げ争議が発生した原因は、報告書を読む限り、朝鮮半島で労働者を集める村の関係者（役人と思われる）が労働条件を誤解して労働者たちに伝えたことにある。それを考えると、一方的に佐渡鉱業所側のみを糾弾することは公平性を欠く。誤解を与えるような説明を行った主体は、条件内容の確認を取らなかった朝鮮現地の役人と考えられるからである。

また、朝鮮人労働者に付和雷同性があることは日本全国の鉱業所が認めている点である。1943年に労働科学研究所がまとめた『第1部 鉱業労働及労務管理 第8冊 半島労務者勤労状況に関する調査報告』（以後、『第8冊』）では、全13社の鉱業所が朝鮮人労務者に抱いている共通イメージが記されている。良いイメージは「同僚に対する同情心が強い」、「肉体労働に対し耐久性が強い」などであり、悪いイメージには「付和雷同性が強い」、「虚偽の申し出を意としない」がある。

朝鮮人は一人が騒ぎ始めるとそれに大勢の者が便乗し、大きな事件を起こす傾向にあった。こうした付和雷同性は日本全国の鉱業所を悩ませていた。分かり易い例を出すと、『特高月報』1943年1月分の山口県小野田市大濱炭鉱の事件が挙げられる。朝鮮人労働者に一人2合2勺の清酒が配給されたが、一部の者が酩酊して事務所に酒の増配を要求したが拒絶された。これに激昂して同僚を扇動して事務所に乱入し、窓硝子やストーブなどを破壊したのである。こうした明らかに日本側に非がないことでも、付和雷同して物を破壊する事件が『特高月報』にはたくさん残されている。

さらに『第8冊』では1940年の佐渡鉱業所報告書のように朝鮮人の作業に対する所感として、動作が緩慢であることや辛抱する力に乏しく休むことが多いことも記されている。こうした表現は現代から見れば差別的な言葉に聞こえるかもしれない。しかし、鉄拳制裁が当たり前だった時代、しかも戦時という現代の価値観とは異なった時代であることを考慮しなければならない。そもそも鉱業所側は戦時の目標生産量を達成するために率直な評価を下したに過ぎない。余談ではあるが、本稿掲載の『日韓学術講演会「佐渡金山と朝鮮人戦時労働者」』にて韓国の研究者である李宇衍博士は、日本人よりも稼いでいた朝鮮人が一定数存在していたことを証明している。これは仕事をこなせばこなすだけ、朝鮮人は給与を貰っていたことの証明であり、日本の鉱業所は朝鮮人を差別していなかったことを表している。

また、李博士は『佐渡相川の歴史 通史編 近・現代』682頁の「当時の労務担当者」の話も引用し、給与の他に食費（当時、1日50銭）と寝具（1ヶ月1組50銭）、また無料で支給されると考えていた地下足袋等、作業必需品全てを本人が負担しなければならなかったことと、労務課職員の一部に極端な差別意識があったことも争議発生の原因であったことにも触れている。当時の労務担当者の具体的な情報が無いため、慎重に内容を精査する必要があるが、李博士は現代の韓国でも給与から食費などが引き落とされることは珍しいと講演会で説明していた。この点を考慮すると、日本では一般的だった必要経費の引き落としを不当な搾取と朝鮮人が考えてしまい、不満を抱いたということは説得力がある。

最後の1942年4月の事件は、先に紹介した朝鮮人の付和雷同性を示す事件でもあると

思う。事件の概要は、賭博をしていた朝鮮人労働者3名が日本人労務員に見つかり所轄署に連れて行かれそうになったのを、同僚の朝鮮人850名中160名が3名を奪還するために日本人に傷害を与え、事務所の窓硝子を破壊したというものである。賭博は当時禁止されていたので、明らかに朝鮮人労働者側に非がある。しかし、このようなことがあっても所轄署は8名を検束しただけで、他は鎮撫(暴動などをしずめて穏やかにすること)のうへ解散させるに留まっている。表現上は「鎮撫」にしているだけで、実際は武力を行使した「鎮圧」だったはずだと考える人もいるかもしれない。しかし、『特高月報』では「鎮撫」と「鎮圧」を使い分けている。1941年6月分から「鎮圧」という言葉が出てくるが、それ以外は「厳論」、「調停」、「説得」、「鎮撫」がほとんどである。日本の警察は、朝鮮人労働者を武力で抑え込もうとはしなかった。

以上見てきたように、現代の価値観で見ると差別的表現に受け取れる文言はあるが、あくまで時代背景を把握したうえで考察しなければならない。実際に、佐渡鉱業所は朝鮮人の要求に真面目に応えており、所轄署も朝鮮人労働者を武力でねじ伏せるようなことはしていなかった。本当に民族差別が組織的に行われていたのならば、鉱業所は交渉に立ち会う必要性もなく、所轄署も遠慮なく武力で争議を鎮圧すれば良かったのである。

残りの逃走事件5件を説明する前に、記載されている労務調整令の説明を行いたい。労務調整令とは簡潔に説明すると従業員の新雇や退職、技能者の雇入れの制限を加えた法令である。1942年1月10日に日本と朝鮮に同時に実施された。狙いとしては、国防上重要な事業(鉱業など)に従事する者が離れないようにするためである。同時に専門的な技能、知識を持った者がそれを最も有効に活用できる部門に配置できるようにするためでもある。これまでは青少年雇入れ制限令と従業者移動防止令が存在したが、これらを廃止し、一括した法令にしたのが労務調整令である。退職や雇入をするためには政府の許可が必要となり、朝鮮半島では郡守や島司が認可を出していた。これに違反した場合は、従業者だけでなく雇用主も処罰すると通達(『朝鮮労務』別冊、朝鮮労務協会発行、1942年3月18日)にはあるが、具体的な内容は記載されていない。

以上のことを踏まえたうえで、逃走事件の5件を見ていこう。まず、1943年1月11日の事件は「自由労務者に比し、賃金低廉なるに不満を抱き逃走を企図」と明記されている。1942年11月7日の事件もこれと同様と思われる。これは差別的待遇が原因による逃走ではなく、今よりも待遇の良い職場への転職が目的である。

婦人労務者4名は逃走の為に75円を協力者に渡し、朝鮮人労務者4名は130円を渡している。前者は一人約18円、後者は一人約32円である。逃走後の交通費や食糧費を考えればさらに所持金を持っていたであろう。1944年の日本人巡査の初任給は45円である。鉱業所は日本人も朝鮮人も給与から強制的に貯金をさせていたが、それでも朝鮮人労働者は十分な金額を手元に持っていたことになる。しかし、佐渡以外で働く自由労働者の方がさらに稼げると知った彼らは一獲千金を夢見て逃走した、というのが筆者の考察である。

残りの1943年4月と5月に発生した3件の逃走事件は具体的な動機が記されていないので、転職目的か差別的待遇が原因による逃走かを特定することはできない。しかし、如何なる理由であろうとも、労務調整令という法律に違反しているため、検挙送局は法の範囲内である。

ただし、朝鮮人労働者の逃走目的で一番多かった理由が扇動勧誘、すなわち外部からの手引きで職場から逃亡して別の職場へ移動していたことが、『特高月報』の統計で明らかになっている。全国の朝鮮人労働者の逃亡理由は1941年1月時点で「扇動勧誘」が1位となっている。2位は「坑内作業に恐怖」であるが、3位の「計画的渡航」も他職場への移動と重なるので、「扇動勧誘」と合算すれば、圧倒的多数が他職場への移動が逃走の動機となる。

また、財団法人協調会が発行した『昭和17年版 労働年鑑』でも、朝鮮人労働者の逃亡原因で一番多いのが「外部の好餌を以てする誘惑」である、と断言している（『昭和17年版 労働年鑑』、p.95）。しかも、「誘惑」の方法は個別的ではなく組織的且つ広範に行われており、鉱業所に移入した集団労働者を渡航後に飯場へ手引きしていたことが明らかになった。

以上、国内情勢を調査する専門組織が分析した結果を鑑みれば、当時の朝鮮人労働者の逃亡は転職目的が主であった、と考えるべきであろう。

3 平井栄一編『佐渡鉱山史 其ノ二』に関して

歴史認識問題研究会（歴認研）は2022年1月26日に平井栄一編『佐渡鉱山史 其ノ二』（以後、『鉱山史』）の写真を公開し、佐渡鉱山が朝鮮人強制労働の現場ではなかったことを示す一次史料として公開した。これを受けて、福岡大学名誉教授の広瀬貞三は同年6月発行の『福岡大学人文論叢』第54巻第1号で「資料紹介『朝鮮人労働者と佐渡鉱山、三菱鉱業の史料（1）』」を寄稿し、『鉱山史』は朝鮮人強制労働の現場ではなかったことを立証する史料とはいえない、と反論した。

広瀬の主張は次の通りである。①平井は1943年に佐渡鉱業所が作成した「半島労務管理ニ付テ」の、会社側に有利な部分を主に取り上げて丸写ししただけである。②1943年8月以降は坑内労働を朝鮮人に依存する比率がさらに高まり、敗戦直前には朝鮮人は「殆んど全部」坑内作業に従事していたことが明らかになった。これは朝鮮人労働者の坑内労働の危険度、珪肺の感染度がさらに高まっていたことの証拠である。③朝鮮人労働者の証言は、佐渡鉱業所の主張を否定している。

①に関して反論すると、編著者である平井は1943年の「半島労務管理ニ付テ」を引用したに過ぎない。平井は佐渡鉱業所に残っていた一次史料も参照して、『鉱山史』に朝鮮人労働者の年度別の移入数や減員数などを記していったのであろう。その過程で、実際に佐渡鉱業所に従事していた平井の経験から見た朝鮮人への待遇と「半島労務管理ニ付テ」に書かれていた待遇が同じだったので、文章を引用したと考えられる。重要な点は、もし平井が「半島労務管理ニ付テ」を参考にしていたとしても、何の指摘も注意書きも書かずにそのまま元の文章を使用したことである。もし、平井が朝鮮人差別を実際に見ていたなら、何らかの補足説明を加えたであろう。筆者はむしろ、編著者である平井が1943年の「半島労務管理ニ付テ」をそのまま引用したことは、少なくとも平井自身は朝鮮人への差別を目撃したことがなかったことを証明していると考えられる。

なお、広瀬は原史料の「半島労務管理ニ付テ」は東京鉱山局・大日本産業報国会・東京地方鉱山会の主催下、佐渡鉱業所で開催された「朝鮮人労務管理研究協議会」で佐渡鉱山が配布した文書であり、このような場合、自社の否定的な側面を描いた文章を公表する

であろうか、と疑問視している。しかし、他の鉱業所の代表者たちを視察させる大規模且つ注目を受ける大会で、嘘の記述を書くリスクの方が高いと思われる。

広瀬が指摘している箇所は、佐渡鉱業所の制度のことである。賃金は日本人と同じであること、精勤賞と勤労賞があること、独身者は寄宿舍と光熱費や入浴費が無料であること、生命保険料は会社が負担すること、映画会や遠足会などがあること、寄宿舍には雑誌やラジオなどが置かれていたこと、が挙げられている。こうした制度が実際に実施されていたか否かは直ちに判断できないが、少なくとも言えることは、佐渡鉱業所がこうした制度について、その実際面においても虚偽を書く動機はない、ということである。平井にしても、もし朝鮮人差別を知っていたならば自著の『鉱山史』でわざわざ「朝鮮労務者事情」という項目を設けたりはしないであろう。佐渡鉱業所も平井も虚偽りなく、自信をもって朝鮮人労働者と共生していた、と考えていたのである。

また、広瀬の会社側に有利な部分を主に取り上げて書いたという主張は、「半島労務管理ニ付テ」には「契約期間更改訂ノ有効方策」の項目が記載されており、平井は「募集契約」が終了した後も、佐渡鉱業所が強制的に「兎モ角全員継続就労ノ事」としている部分にはふれていないことを指している。

継続就労の強制は日本人も同じであった。『特高月報』1943年7月分(62頁)には、日本人労働者の強制的な契約延長が適用されたことを記している。日本人も朝鮮人も労働契約が延長されたので、「朝鮮労務者事情」の項目でそれを特別に記載する理由はない。また、広瀬は紹介していないが、佐渡鉱業所は契約延長にあたって報奨金を朝鮮人に支払っており、継続奨励に相当の効果があつたことが明記されている。果たしてこれは朝鮮人差別であろうか。

②に関しては、本稿の拙論「佐渡金山関連資料から見える、朝鮮人労働者の実像を考察する」を参照していただきたい。広瀬は朝鮮人の坑内労働の危険度、珪肺の感染度がさらに高まっていたことの証拠としているが、佐渡金山は岩盤が硬いため落盤事故はほとんど起きず、生命の危険を感じるほどの労働環境ではなかった。珪肺も発症には連続で5年以上勤めて初めて感染の可能性があるが、当時の朝鮮人は2年から3年の労働で、5年以上連続で坑内で働く者は極めて少なかったと思われる。

また、坑内労働に朝鮮人が多く従事した理由は、単純に日本人男性がいなかったためである。今まで坑内労働を担っていた日本人男性が徴兵や満州移民政策でいなくなってしまい、朝鮮人労働者に代わったのである。そのことを表す新聞記事が残っている。1943年10月4日の新潟日報で、神職4名と僧侶天理教教師各10名を含めた90名の勤報隊が坑内深く入り、鶴嘴を打ち下ろして増産に貢献したという記事がある。佐渡金山に日本人男性がいなかったから、鉱山とは無縁の神職たちを呼んで作業させたのであろう。

③に関して、広瀬は金敏喆の論文を引用し、韓国人元佐渡金山労働者の証言を紹介しているが、ここでも落盤があつて一日に何人も死んだという内容がある。佐渡金山に落盤の危険性はほとんどなく、一日に何人も死人が出るような環境ではなかった。給料を貰っても手元に残る金はなかったという内容も紹介されているが、1943年の佐渡金山の朝鮮人労働者の平均賃金は80円以上であり、一日の食費代50銭、1ヶ月の寝具代50銭、貯金(強制)などを差し引いても十分な金額が手元に残った。お金が残っていたからこそ、朝鮮人労働者は1ヶ月平均20円以上を故郷の家族へ送金していたのである。この金額は強

異動届

伊原鐘甲
 招村燕鉉
 木村正東
 木山哲和
 林川華英

右者帰郷致候條届出候也

三月二十日

三菱鉱業佐渡鉱業所
 兼一 吉慶 啓

三月廿五日 行上

(A)「異動届」年不明3月20日

煙草異動届

茅三栄内新井許經
 李鐘根

阿部哲也 康本鶴均 松儀

歸郷為出口致候之者之病氣為雨に歸來
 致し之者系煙草概然相度也

昭和七年一月一日

阿部哲也
 松儀
 康本鶴均
 李鐘根

茅三栄 長 代理 桐井勝太郎

兼一 吉慶 啓

(B)「煙草異動届」1945年1月1日

制貯金の約2倍である。

広瀬は紹介していないが、佐渡金山で働いていた林泰鍋は『朝鮮人強制連行の記録—関東編』（朝鮮人強制連行真相調査団編、柏書房、2002年）の中で、朝鮮人寮から佐渡金山まで片道1時間30分かかったと述べている。しかし、これは明らかに虚偽である。これに関しては本稿の「歴史認識問題研究会佐渡視察報告」を参照していただきたい。株式会社ゴールデン佐渡側の説明では、一番遠い「山之神住宅」（家族連れの朝鮮人社宅）でも佐渡金山まで2.2km、徒歩で約30分の距離である。独身寮である「第一相愛寮」から佐渡金山までは1.6km、徒歩約20分である。朝鮮人だけが不当に長い距離を歩かされてなどいなかった。韓国人証言は一次史料を否定できていないし、むしろ当研究会の現地調査によって、韓国人証言の多くが否定された。

広瀬は1940年から1945年までに朝鮮人が1519名集められ、終戦により帰還した者が1096名であるので、この差の423名の実態を解明することも今後の課題であると述べているが、この423名の中には終戦前に朝鮮半島に帰った者が多く含まれているのではないかと筆者は考えている。

2022年3月23日の当研究会のセミナーで、筆者は1945年4月22日に作成された契約満期で帰郷する11名の朝鮮人名簿を紹介した。その後も調査を進めたところ、新たな帰郷者名簿を発見した。年不明3月20日付の「異動届」(A)、1945年1月1日付の「煙草異動届」(B)を紹介したい。紹介する史料は全て、佐渡の朝鮮人煙草配給名簿の中から発見した。

(A)の「異動届」は年代が不明であるが、史料のほとんどが1945年の日付であるので、こちらも同年代と思われる。契約満期による永久帰郷か契約更新による一時帰郷か判然としませんが、第一寮の5名の朝鮮人労働者が帰郷したことを示している。

(B)の「煙草異動届」は第三寮の朝鮮人労働者が帰郷するために出発したが、病気の為に寮に戻ってきたので煙草の再配給を依頼していることを示す史料である。この文書のみ名前の配置が整っておらず、名前の重複も確認できるため明確な人数が判然としませんが、6～7名が記されていると思われる。注目したいのは文書作成日だ。11月とも読み取れるが、「ノ」に二重線が引いてあるように見える。1月1日に作成されたのであれば、12月末に鉱業所を出発していることになるであろう。そのような忙しい時期であっても、朝鮮人労働者たちは帰郷を許されていたのである。

以上、3枚の史料だけで20名ほどの帰郷者が存在したことが確認できる。これは史料が現存していたから確認できたが、紛失してしまった帰郷者名簿もあるかもしれない。この3枚は帰郷者数の氷山の一角ではないだろうか。また、終戦直前の1945年でもこれ程の人数が帰郷できたことを考慮すると、1945年以前ではさらに多くの朝鮮人が帰郷したことが考えられる。朝鮮人423名の内訳は、転職目的の逃亡者や契約満期による帰郷者が多数を占めるのではないだろうか。

4 結びに代えて

最後に、広瀬は1939年から開始される募集の戦時動員でさえも朝鮮人の強制連行である、と表現している。その証拠として直島製錬所の労務係である石堂忠右衛門の日記を挙げているが、石堂の日記を読めば、むしろ強制連行を否定している資料であることが

分かる。

石堂が朝鮮人労働者の募集のために朝鮮半島へ赴いたところ、採用人数以上の応募者が来たことが書かれている。直島精錬所は人気のある職場らしく、朝鮮の郡長は数日の宣伝で百名の適格者を得ることなど極めて簡単なことだ、と述べている（1940年12月10日の記述）。1941年2月21日の記述には事務所前の広場に志願者が200名ほど集まり、付き添いの父兄を合わせたら数百名に達することが記されている。石堂たちは身体不確実な者や一定年齢に達していない者などは選考から除外して人数を絞ったが、中には替玉で日本行きを狙った者までいた。親の了承を得ずに勝手に募集に参加した朝鮮人は、親が連れ戻したために採用が取り消しになったことも起こった（1941年2月28日など）。

あまりにも直島精錬所が人気なので、1941年10月6日に郡庁の主事から、直島がこの地域に来たら郡による海軍軍夫と平壤軍属の約300名の供出ができなくなってしまうので募集をしないでくれ、と懇願されたこともある。多くの朝鮮人が自分の意志で日本行きを望んだのである。これのどこが強制連行なのであろうか。佐渡金山関連の史料を読めば、朝鮮人の強制連行も強制労働もなかったことが分かる。韓国人証言には辻褄が合わないものも多く、朝鮮人と日本人の待遇が同等であったことを示す史料を否定できる学術的説得力はない。